

ブリッジ Bridge 10月号

トレンドニュース（令和8年8月分）

- ◆ 大阪労働局：有効求人倍率（季調値）：1.11倍（前月比0.01P低下）
「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」
- ◆ 管内状況（ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署）
 - ・新規求人数：7,061人と前年同月比18.5%減少。
新規求職申込件数：1,615人と前年同月比7.2%増加。
⇒新規求職者は6ヶ月連続で増加しました。
人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

- ◆ 令和8年10月1日から大阪府の最低賃金は時間額1,231円となります。
最低賃金制度は、働くすべての人の賃金の最低額（最低賃金）を保障する制度のことです。

目次

《お知らせ情報》

- ◆ 時間外労働や休日労働をさせる場合には「36協定」が必要です
- ◆ 令和8年度業務改善助成金のご案内
- ◆ 令和8年度生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップのご案内
- ◆ 外国人労働者雇用労務責任者講習のご案内

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表（フルタイム・パートタイム）
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況（フルタイム・パートタイム）
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



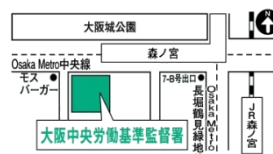
大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

（大阪中央労働総合庁舎4・5階）

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

大阪府 最低賃金

令和8年
10月1日_{から}
時間額

1,231円

前年比
54^{UP}円

月給の人でも日給の人でも自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の主な要件

✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

✓ 事業場内最低賃金の引上げ

✓ 引上げ後の賃金額の支払

✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入

✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



審査

2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3

実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



審査

4



支給

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ



大阪労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R8.9)

時間外労働や休日労働をさせる場合には サブロク 「36協定」が必要です

36協定とは、事業主が労働者に法定労働時間を超える時間外労働や休日労働をさせる場合に、事業主と事業場の労働者代表との間で締結する協定をいいます。

労働基準法では、労働時間は原則として1日8時間、1週40時間以内と定められています。これを**法定労働時間**といって、これを超える労働を**時間外労働**といいます。

また、休日については、原則として毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないと定められています。この休日に行う労働を**休日労働**といいます。

労働基準法における労働時間の定め

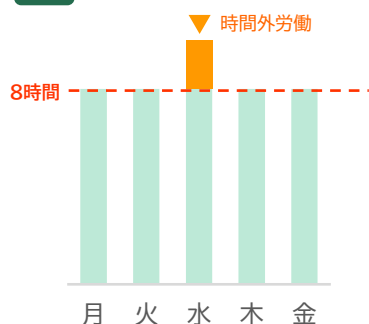
- ✓ 労働時間の限度 1日8時間および1週40時間
- ✓ 休日 毎週少なくとも1回

✓ これを超える場合には ✓

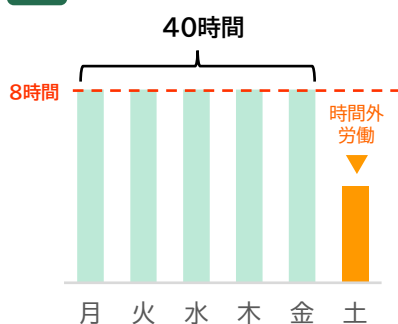
36協定の締結 + 労働基準監督署への届出 が必要です

36協定の締結 + 届出が必要な例

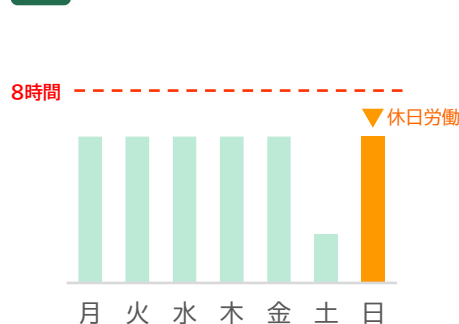
例1 1日8時間を超える場合



例2 1週40時間を超える場合



例3 休日労働をさせる場合



労働者代表の選出

- ◆ 36協定は、事業主と事業場の労働者代表の間で締結します。
- ◆ 労働者代表は、
 - ①労働者の過半数で組織する労働組合、
 - ②その労働組合がない場合は労働者(パート・アルバイトを含む)の過半数を代表する方(過半数代表者)となります。

労働者と使用者の間で互いの理解を深め、よりよい関係を構築するために、丁寧なコミュニケーションを心がけることが大切です。

① 過半数労働組合の要件

☐ 事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合であること

- 正社員だけでなくパートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合である必要があります。

② 過半数代表者の要件

☐ すべての労働者の過半数を代表していること

- 正社員だけでなくパートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。

☐ 労基法第41条2号に規定する「管理監督者」でないこと

- 「管理監督者」とは、労働条件の決定、その他の労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

「管理監督者」について
詳しくはこちら ▶

管理監督者 🔍



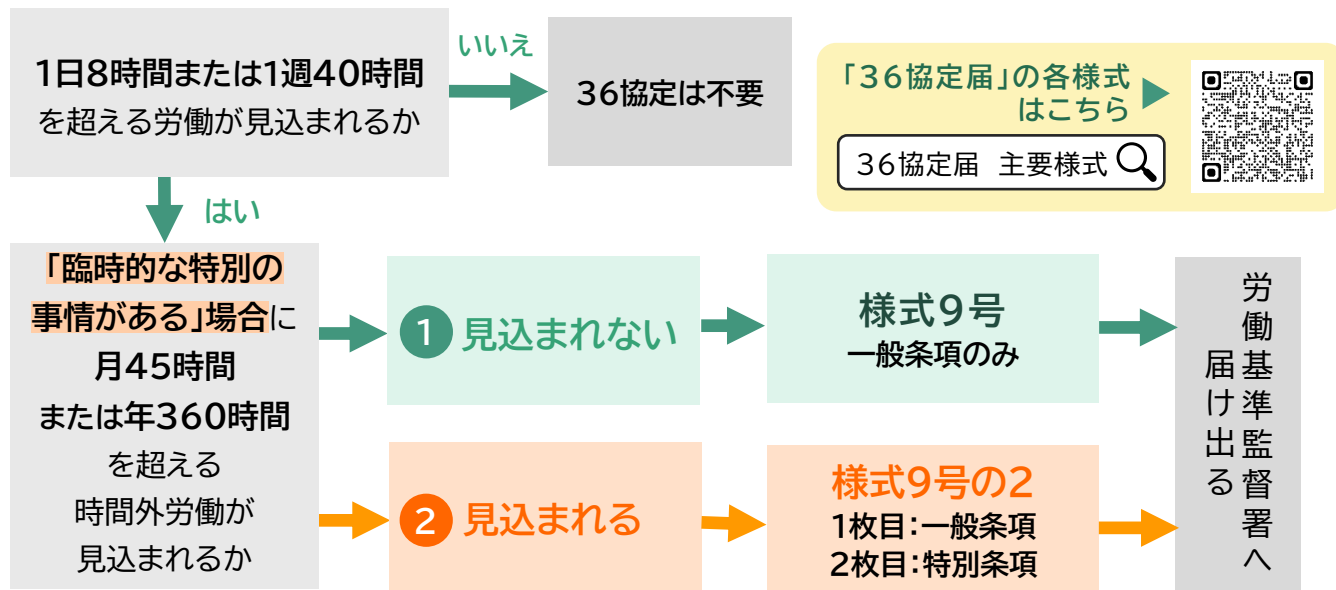
☐ 36協定を締結するための労働者代表を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること

- 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議など)である必要があります。

STEP 2

36協定届の作成・締結

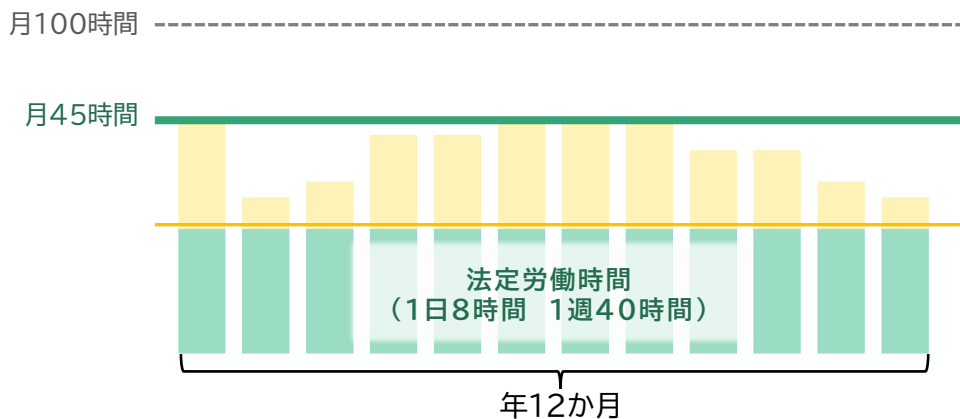
36協定届の様式



限度時間（月45時間または年360時間）を超えて時間外労働をさせることができるのは「**臨時的な特別な事情がある**」場合に限りです。恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

例えば、予算・決算業務、ボーナス商戦に伴う業務の繁忙、納期のひっ迫、大規模なクレームへの対応、機械トラブルへの対応、等が挙げられます。

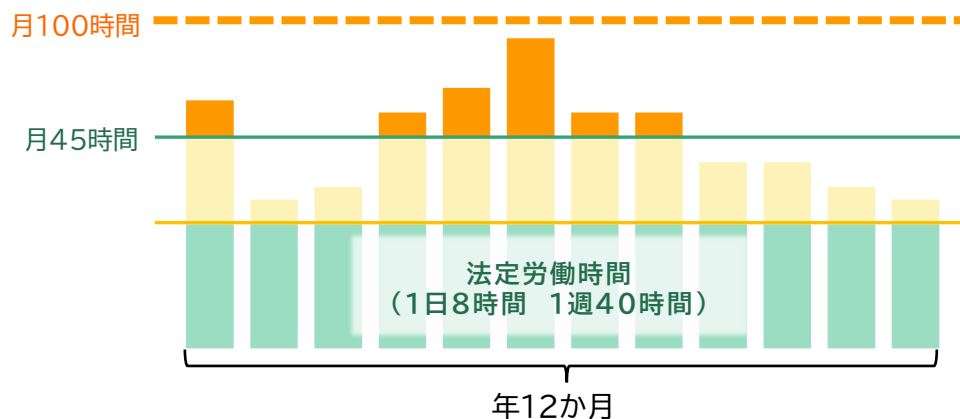
① 様式第9号で作成するケース



法律による限度時間
(原則)

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

② 様式第9号の2で作成するケース



法律による上限時間
(特別条項/年6回まで)

- ✓ 年720時間
- ✓ 月100時間未満※
- ✓ 複数月平均80時間※
- ※休日労働を含む

36協定届記載例② 一限度時間を超える場合(様式第9号の2/特別条項)一

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働
に関する協定届 (特別条項)

時間外労働の限度時間(月45時間または年360時間)を超えて時間外労働をさせることができるのは、臨時的な特別な事情がある場合に限りです。		1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
労働者数 (満18歳以上の者)	業務の種類	限度時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超える回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
5人	商品管理	6時間	4回	60時間	70時間	30%	670時間
3人	接客	6.5時間	3回	60時間	70時間	30%	500時間
2人	購買・経理	6.5時間	3回	55時間	65時間	30%	450時間
突発的な仕様変更		1年の時間外労働の限度時間(年360時間)を超えて労働させる場合の割増賃金率を記載してください。この場合、法定の割増率(25%)を超える率とするよう努めてください。					
大規模なクレームへの対応		1年の時間外労働の限度時間(年360時間)を超えて労働させる場合の割増賃金率を記載してください。この場合、法定の割増率(25%)を超える率とするよう努めてください。					
納品トラブル		1年の時間外労働の限度時間(年360時間)を超えて労働させる場合の割増賃金率を記載してください。この場合、法定の割増率(25%)を超える率とするよう努めてください。					
時間外労働の限度時間(月45時間、年360時間)を超えた労働者に対し、以下から、いずれかの健康福祉確保のために講ずる措置を選択し、選択した番号と講ずる措置の内容を記載してください。		1年の時間外労働の限度時間(年360時間)を超えて労働させる場合の時間外労働時間数(休日労働時間数は含みません)を定めてください。 上限時間は、720時間です。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。					
限度時間を超える労働させる場合における手続 (該当する番号) ①、⑦		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
限度時間を超える労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
労働者代表と協定を締結した日付を記載してください。		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
協定の成立年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
〇〇年 〇〇月 〇〇日		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					
〇〇 労働基準監督署長殿		1か月の時間外労働の限度時間(月45時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数を定めてください。 月100時間未満である必要があります。 また、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均が80時間以内でなければなりません。 定める時間数は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。					

管理監督者は労働者代表にはなれません。

内容を確認し、必ずチェックしてください。

- ①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③終業から始業までの休息時間の確保(勤務時間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得
- ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他(労使間で検討の上、具体的に記載してください)



脳・心臓疾患の労災認定基準※において、1週間当たり40時間を超える労働時間(時間外・休日労働時間)が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされています。

※「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」

時間外・休日労働時間による健康障害リスク

月45時間以内の
時間外・休日労働

月100時間超または
2～6か月平均80時間超※の
時間外・休日労働

低



高

時間外・休日労働時間が長くなるほど健康障害リスクが徐々に高まる

※時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満または2～6か月平均80時間以内としなければなりません。

これを踏まえ、過重労働による健康障害の防止を図る観点から、**36協定(特別条項)締結の際に、健康福祉確保措置を定めてください。**

健康福祉確保措置(以下から選択してください)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| ① 医師による面接指導 | ⑥ 連続休暇の取得 |
| ② 深夜業(22時～5時)の回数制限 | ⑦ 心とからだの相談窓口の設置 |
| ③ 終業から始業までの休息時間の確保
(勤務間インターバル) | ⑧ 配置転換 |
| ④ 代償休日・特別な休暇の付与 | ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導 |
| ⑤ 健康診断 | ⑩ その他(労使間で検討の上、具体的に記載してください) |

時間外・休日労働時間が長くなるほど健康障害リスクが徐々に高まることに留意し、**定めた健康福祉確保措置を適切に実施しましょう！**

届出前のチェックポイント

☐ 事業場ごとに締結し、事業場の管轄監督署へ届け出ていますか？

- 一つの会社が複数の事業部門を有するとき、同一の場所にある事業部門は原則一つの事業場となり、別の場所にある事業部門は原則別々の事業場となります。

※例えば、営業部門と製造部門が別の住所地であれば、それぞれの部門(事業場)ごとに36協定を締結し、部門ごとの管轄監督署へ届け出る必要があります。

☐ 特別条項 限度時間を超える事由は臨時的な特別の事情ですか？

- 特別条項を適用できるのは臨時的な特別の事情がある場合に限りです。恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

「臨時的な特別の事情がある」場合の例

- ・予算、決算業務
- ・ボーナス商戦に伴う業務の繁忙
- ・納期のひっ迫
- ・大規模なクレームへの対応
- ・機械トラブルへの対応

☐ 特別条項 時間外労働・休日労働時間数は最小限にとどめていますか？

- 臨時的な特別の事情がある場合、月100時間未満、年720時間以内の範囲で、一般条項で定めた時間数を超えることができます。この場合において、一般条項を超える時間数はできるだけ限度時間(月45時間・年360時間)に近づけるよう努めなければなりません。
- また、協定内容にかかわらず、実際の時間外労働と休日労働の合計時間数が2～6か月平均で80時間超となった場合には、法違反となります。

届出後のチェックポイント

☐ 労働者に周知しましょう

- 所轄労働基準監督署に届け出た36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ備え付ける、書面を交付する等の方法により、労働者に周知する必要があります。

☐ 有効期間が始まる前に届け出ましょう

- 36協定は、事業主と労働者代表との間で協定を締結したあと、所轄労働基準監督署に届出を行わなければ有効な36協定届とはなりません。36協定を有効なものとするために、有効期間の開始前までに所轄労働基準監督署への届出を行ってください。

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針では、次のような内容が定められています。

- 時間外労働や休日労働は必要最小限にとどめてください。
- 使用者は、36協定の範囲内で労働させた場合であっても労働者に対する安全配慮義務を負うこと、また、時間外・休日労働時間が1か月においておおむね45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まることに留意する必要があります。
- 限度時間(月45時間・年360時間)を超えて労働させることができる時間を定めるに当たっては、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。
- 36協定において休日の労働を定めるに当たっては、休日労働の日数をできる限り少なくし、時間数をできる限り短くするように努めてください。

36協定や働き方改革、その他支援等に関する詳しい情報やお問い合わせ・ご相談については、各種ウェブサイトをご確認ください。

36協定の締結に関する相談はこちら

労働基準監督署

労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー」でお受けします



働き方改革推進支援センター

各都道府県に設置されているセンターで労務管理に関する専門家がお受けします



36協定届作成支援ツールはこちら

届出様式作成支援ツール

入力フォームから必要項目を入力することで、労働基準監督署に届出が可能な資料を作成できます



働き方改革の取組事例はこちら

働き方改革特設サイト

先進的な働き方改革の取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例をご紹介します



生産性向上の支援はこちら

働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援しています



よろず支援拠点

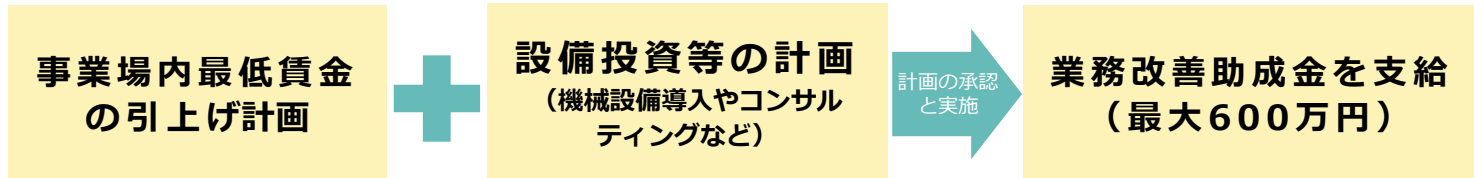
各都道府県に相談窓口を設置し、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題について、様々な分野の専門家が相談をお受けします



令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- ・ 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施

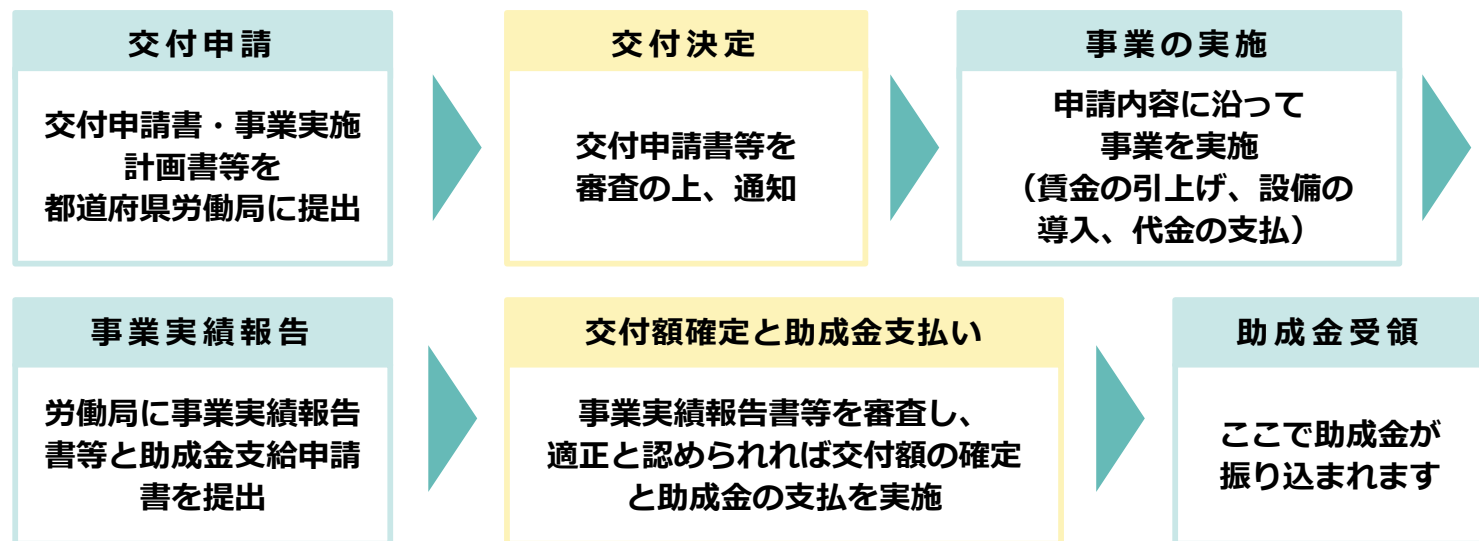


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

入場
無料

令和8年度 生涯現役社会の実現に向けた 地域ワークショップ

高齢者雇用安定法(令和3年4月改正)においては、従来の65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、さまざまな就業や社会参加の形態も含めて70歳までの就業機会の確保(努力義務)を図り、その活躍を促進することが求められています。

今回のワークショップでは、70歳までの就業機会を確保する上で課題となる、「高齢者の活躍を促進する環境整備(安全対策)」や「高齢期を見すえた評価・賃金制度」などをテーマとして、「講演」及び先進的な企業の「取組事例発表」等を紹介することにより、生涯現役社会の実現に向けて、まずは70歳までの就業機会の確保のために何が必要かを考えるきっかけにしたいと思っています。

開催日時

令和8年10月27日(火) 13:30~16:30
(開場13:00)

会場

大阪府社会保険労務士会館 3階 大会議室
(大阪市北区天満2-1-30)

プログラム

※参加申込方法については、裏面をご覧ください。

定員

会場 50名

LIVE 配信(Zoom)

500名

※どちらも定員になり次第、
受付を終了させていただきます。

13:35 ~ 13:45

「高齢法のポイントと高齢者雇用の現状について」

大阪労働局職業安定部職業対策課

13:45 ~ 14:05

「高齢労働者の労働災害防止対策等について」

大阪労働局労働基準部安全課

14:05 ~ 14:45

基調講演 高齢者の活用に向けた人事戦略

～制度設計から職場運営まで～

70歳雇用推進プランナー、特定社会保険労務士 甲斐 美帆 氏

14:45 ~ 15:25

事例発表

①株式会社エーディエフ(大阪市西淀川区) 代表取締役 島本 敏 氏

②大阪精工株式会社(東大阪市石切町) 執行役員 総務部 部長 古寄 慶幸 氏

15:35 ~ 16:05

トークセッション(意見交換)

(株)エーディエフ 島本 氏/大阪精工(株) 古寄 氏/進行: 甲斐プランナー

16:05 ~ 16:30

情報提供

○ 65歳超雇用推進助成金等について

○ 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事業について

○ 産業雇用安定センター事業について

主 催 大阪労働局、ハローワーク(公共職業安定所)、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部

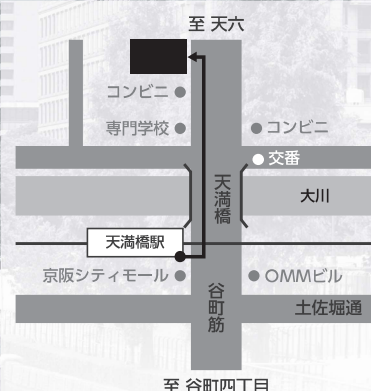
後 援 一般社団法人大阪府雇用開発協会、公益財団法人産業雇用安定センター大阪事務所

令和8年度 生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ

会場アクセス

大阪府社会保険労務士会館 3階 大会議室

Osaka Metro 谷町線「天満橋」駅 2番出口
京阪電車「天満橋」駅 13番出口 または 18番出口



参加申込方法

ワークショップへの参加をご希望の方は、会場参加、LIVE配信、どちらも二次元コードまたは下記URLから申込ページにアクセスしてください。

会場参加

<https://form.run/@hatarakikata-osaka-yVm1G9lRUdACS4ivj8i>

お申込受付は先着順とし、定員(50名)になり次第、締め切らせていただきます。



LIVE 配信

<https://form.run/@hatarakikata-osaka-UfomgxvNnvg058gWGtSv>

お申込受付は先着順とし、定員(500名)になり次第、締め切らせていただきます。



申込締切日

令和8年10月21日(水)

◇申込みに関することについては、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 事務局 TEL: 06-4792-8205

◇ワークショップの内容に関することについては、
高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部 高齢・障害者業務課 TEL: 06-7664-0782

◇高齢者雇用に関して、ご質問等がありましたら、下記アドレスへメールにて送信してください。すべてのご質問にお答えすることは難しいかもしれませんが、内容を踏まえ、可能な範囲で話の中に盛り込ませていただきたいと思います。

※申込みの際に取得した個人情報は適切に管理され、本ワークショップの実施に必要な場合のみ利用させていただきます。利用目的の範囲内で適切に扱うものとし、法令で定められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

◆開催日直近の状況により、無観客によるLIVE配信(Zoom)のみでの開催に切り替える場合があります。

◎大阪労働局 YouTube チャンネルのごあんない

地域ワークショップ終了後、11月9日(月)から12月4日(金)までアーカイブ配信を予定しています。

以下のURLまたは右側の二次元コードからアクセスしてください。

<https://www.youtube.com/user/osakaroudoukyoku>



お問合せ先

らしく、はたらく、
ともに



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

大阪支部(高齢・障害者業務課)

〒566-0022 大阪府摂津市三島 1-2-1

TEL: 06-7664-0782 FAX: 06-7664-0645

E-mail: osaka-kosyo02@jeed.go.jp

外国人労働者 雇用労務責任者講習

～外国人雇用労務管理のポイント～

受講
無料



外国人労働者を採用し、職場・地域への定着を図るためには、外国人特有の事情にも配慮し、適正な雇用労務管理を行うことが重要です。

この講習では、外国人労働者がその能力を十分に発揮し活躍できる就労環境整備に取り組むために必要となる外国人雇用に関するルール・制度のほか、言語・文化の違いや必要な配慮などについて学んでいただきます。

対象

- 外国人労働者雇用労務責任者として選任されている方
または 選任が予定されている方
- 外国人労働者を雇用する事業所
または 雇用を予定している事業所の事業主・人事労務を担当する方

講習内容

- | | |
|-----|--|
| 講義1 | はじめに
適正な外国人労働者雇用労務管理の必要性 |
| 講義2 | 外国人雇用のルール
在留管理制度の知識・手続と外国人雇用状況届出 |
| 講義3 | 外国人労働者の雇用労務管理
労働関係法令・社会保険関係法令等の知識と対応 |
| 講義4 | 異文化理解とコミュニケーション配慮 |
| まとめ | 振り返りと受講後アンケートの記入 |

オンライン講習
にて行います



開催日程・申込方法

開催日程 下記をご参照ください。

申込方法 **事前予約制** 定員40名(先着順)

下記の二次元バーコード または HPから申込みフォームにアクセスし、お申し込みください。

※すべて**オンライン講習**です。

PC・タブレット等カメラ付き端末とインターネット環境をご用意ください。

※開催日の2営業日前を締切りとさせていただきます。

講習日時【全てオンライン開催】

1日に2回(午前と午後)開催しますので、下記開催日のご都合の良い時間帯を選択してください。

午前;9:30~13:30、午後;13:30~17:30 (受講時間約3時間30分)

令和8年10月		令和8年11月		令和8年12月	
10月1日	(木)	11月4日	(水)	12月1日	(火)
10月6日	(火)	11月6日	(金)	12月2日	(水)
10月8日	(木)	11月10日	(火)	12月3日	(木)
10月14日	(水)	11月11日	(水)	12月8日	(火)
10月15日	(木)	11月12日	(木)	12月10日	(木)
10月20日	(火)	11月18日	(水)	12月15日	(火)
10月21日	(水)	11月19日	(木)	12月16日	(水)
10月22日	(木)	11月25日	(水)	12月17日	(木)
10月27日	(火)	11月26日	(木)		
10月29日	(木)				

令和9年1月~令和9年3月の講習日時は決定後、別途周知します。

申込フォーム

事前予約制となります。HPより申込みフォームにアクセスし、お申し込みください。
(各回定員40名)

右記二次元バーコード(オンライン講習初期登録HP)を利用できない場合は
<https://gaikokujin-roumu.learningbox.online/?action=login>
からお申し込みください。

講習HP

オンライン講習
初期登録HP

(講習HP) <https://gaikokujin-roumu.mhlw.go.jp/>



お問合せ先

外国人労働者雇用労務責任者講習事務局
事業受託者：株式会社東京リーガルマインド

TEL:03-5913-6085
受付時間:平日(9:00~18:00)

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年8月	前年同月	前年同月比	令和8年8月	前年同月	前年同月比
計	7,061	8,669	▲ 18.5	53,728	57,977	▲ 7.3
建設業	466	343	35.9	3,762	3,919	▲ 4.0
製造業	422	487	▲ 13.3	3,540	4,326	▲ 18.2
情報通信業	711	788	▲ 9.8	2,533	2,443	3.7
運輸業,郵便業	271	218	24.3	2,934	3,652	▲ 19.7
卸売業,小売業	551	732	▲ 24.7	4,379	5,240	▲ 16.4
学術研究,専門・技術サービス業	389	460	▲ 15.4	1,490	1,808	▲ 17.6
宿泊業,飲食サービス業	662	1,354	▲ 51.1	4,636	5,456	▲ 15.0
生活関連サービス業,娯楽業	98	108	▲ 9.3	2,165	1,954	10.8
教育,学習支援業	145	237	▲ 38.8	838	1,064	▲ 21.2
医療,福祉	1,474	1,815	▲ 18.8	18,134	17,671	2.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,450	1,472	▲ 1.5	7,456	8,119	▲ 8.2

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年8月	前年同月	前年同月比	令和8年8月	前年同月	前年同月比
職業計	1,615	1,507	7.2	24,602	23,661	4.0
A 管理的職業従事者	10	6	66.7	86	90	▲ 4.4
B 専門的・技術的職業従事者	265	260	1.9	3,866	3,723	3.8
C 事務従事者	471	480	▲ 1.9	6,311	6,096	3.5
D 販売従事者	89	77	15.6	1,422	1,479	▲ 3.9
E サービス職業従事者	173	158	9.5	2,751	2,698	2.0
F 保安職業従事者	14	11	27.3	258	259	▲ 0.4
G 農林漁業従事者	6	4	50.0	71	84	▲ 15.5
H 生産工程従事者	52	65	▲ 20.0	1,105	1,172	▲ 5.7
I 輸送・機械運転従事者	33	32	3.1	879	806	9.1
J 建設・採掘従事者	14	11	27.3	226	206	9.7
K 運搬・清掃・包装等従事者	140	118	18.6	2,754	2,822	▲ 2.4

3. 就職件数の推移

	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8
大阪東	248	298	363	291	290	269	305	485	321	370	354	369	243
大阪労働局	4,627	5,546	5,914	4,830	4,991	4,662	5,152	6,487	5,922	5,326	6,012	5,629	4,694

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和8年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)
職業計	14,035	7,779	1.80	100,463	98,357	1.02
01管理的職業	54	34	1.59	396	446	0.89
02研究・技術の職業	2,716	518	5.24	12,554	6,476	1.94
006開発技術者	222	34	6.53	1,266	611	2.07
007製造技術者	148	92	1.61	774	1,320	0.59
008建築・土木・測量技術者	989	72	13.74	4,178	783	5.34
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	846	192	4.41	3,905	2,277	1.71
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	137	404	0.34	692	4,211	0.16
017デザイナー	54	229	0.24	227	2,224	0.10
04医療・看護・保健の職業	738	289	2.55	9,191	3,897	2.36
023看護師、准看護師	378	139	2.72	4,367	1,890	2.31
024医療技術者	152	54	2.81	2,028	690	2.94
025栄養士、管理栄養士	44	14	3.14	1,148	280	4.10
028保健医療関係助手	62	21	2.95	874	340	2.57
05保育・教育の職業	310	107	2.90	2,505	1,577	1.59
029.031.032その他の保育・教育の職業	295	90	3.28	2,398	1,359	1.76
06事務的職業	1,446	2,513	0.58	8,737	28,600	0.31
033総務・人事・企画事務の職業	163	280	0.58	930	2,954	0.31
034一般事務・秘書・受付の職業	368	1,419	0.26	2,331	16,424	0.14
037医療・介護事務の職業	99	79	1.25	1,095	1,218	0.90
038会計事務の職業	271	249	1.09	1,008	2,540	0.40
039生産関連事務の職業	111	54	2.06	680	723	0.94
040営業・販売関連事務の職業	228	169	1.35	1,291	1,908	0.68
07販売・営業の職業	2,278	481	4.74	10,186	6,265	1.63
045販売員	827	153	5.41	3,870	2,344	1.65
048営業の職業	1,317	302	4.36	5,791	3,659	1.58
08福祉・介護の職業	1,378	316	4.36	15,166	4,492	3.38
049福祉・介護の専門的職業	435	147	2.96	6,080	1,874	3.24
050施設介護の職業	655	158	4.15	6,819	2,456	2.78
051訪問介護の職業	288	11	26.18	2,267	162	13.99
09サービスの職業	1,369	399	3.43	10,120	5,139	1.97
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	110	46	2.39	3,168	705	4.49
055飲食物調理の職業	422	148	2.85	4,035	1,787	2.26
056接客・給仕の職業	711	109	6.52	2,175	1,548	1.41
057居住施設・ビル等の管理の職業	66	49	1.35	253	536	0.47
10警備・保安の職業	570	42	13.57	3,519	668	5.27
11農林漁業の職業	8	27	0.30	170	360	0.47
12製造・修理・塗装・製図等の職業	794	341	2.33	7,937	5,385	1.47
071製品製造・加工処理工（金属製品）	149	53	2.81	2,136	1,095	1.95
072製品製造・加工処理工（食料品等）	33	25	1.32	458	511	0.90
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	205	83	2.47	1,365	954	1.43
074機械組立工	73	37	1.97	675	580	1.16
075機械整備・修理工	109	22	4.95	1,496	536	2.79
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	111	99	1.12	767	1,022	0.75
13配送・輸送・機械運転の職業	835	228	3.66	8,343	4,735	1.76
082配送・集荷の職業	64	80	0.80	1,347	1,594	0.85
083貨物自動車運転の職業	139	33	4.21	3,049	930	3.28
085乗用車運転の職業	398	47	8.47	2,257	769	2.93
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	146	41	3.56	683	588	1.16
14建設・土木・電気工事の職業	636	68	9.35	7,354	1,199	6.13
090建設躯体工事の職業	316	7	45.14	1,552	145	10.70
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	205	26	7.88	2,167	458	4.73
092土木の職業	31	9	3.44	2,204	194	11.36
094電気・通信工事の職業	84	26	3.23	1,427	402	3.55
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	766	453	1.69	3,593	7,099	0.51
095荷役・運搬作業員	533	87	6.13	1,701	1,680	1.01
096清掃・洗浄作業員	94	100	0.94	737	1,276	0.58
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （ＩＴ関連計）	62 1,734	206 684	0.30 2.54	581 8,395	3,083 7,501	0.19 1.12
（福祉関連計）	1,851	463	4.00	20,600	6,260	3.29
（介護関連小計）	1,347	277	4.86	14,428	3,811	3.79

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和8年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)
職業計	8,205	4,207	1.95	59,218	61,193	0.97
02研究・技術の職業	41	73	0.56	297	1,044	0.28
007製造技術者	1	20	0.05	35	278	0.13
008建築・土木・測量技術者	11	5	2.20	108	129	0.84
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	18	22	0.82	90	260	0.35
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	185	112	1.65	581	1,390	0.42
017デザイナー	106	53	2.00	311	619	0.50
04医療・看護・保健の職業	590	201	2.94	5,760	2,772	2.08
023看護師、准看護師	395	102	3.87	3,009	1,548	1.94
024医療技術者	74	25	2.96	1,095	347	3.16
025栄養士、管理栄養士	5	5	1.00	132	83	1.59
028保健医療関係助手	75	19	3.95	875	265	3.30
05保育・教育の職業	436	96	4.54	2,937	1,548	1.90
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	213	32	6.66	621	426	1.46
029.031.032その他の保育・教育の職業	223	64	3.48	2,316	1,122	2.06
06事務的職業	844	1,098	0.77	5,356	14,433	0.37
034一般事務・秘書・受付の職業	212	676	0.31	1,734	9,170	0.19
037医療・介護事務の職業	83	53	1.57	953	764	1.25
038会計事務の職業	207	66	3.14	452	863	0.52
040営業・販売関連事務の職業	55	27	2.04	340	467	0.73
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	76	97	0.78	413	1,041	0.40
07販売・営業の職業	309	113	2.73	2,023	2,380	0.85
045販売員	276	86	3.21	1,791	2,008	0.89
048営業の職業	28	23	1.22	164	292	0.56
08福祉・介護の職業	1,233	181	6.81	12,792	2,931	4.36
049福祉・介護の専門的職業	155	76	2.04	2,513	1,012	2.48
050施設介護の職業	666	88	7.57	7,040	1,715	4.10
051訪問介護の職業	412	17	24.24	3,239	204	15.88
09サービスの職業	2,256	264	8.55	13,149	4,572	2.88
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	32	29	1.10	801	334	2.40
055飲食物調理の職業	1,167	108	10.81	9,153	1,977	4.63
056接客・給仕の職業	716	60	11.93	1,902	1,094	1.74
057居住施設・ビル等の管理の職業	263	42	6.26	640	725	0.88
10警備・保安の職業	331	29	11.41	2,769	597	4.64
11農林漁業の職業	19	10	1.90	151	196	0.77
12製造・修理・塗装・製図等の職業	151	88	1.72	1,962	1,650	1.19
071製品製造・加工処理工（金属製品）	12	7	1.71	235	203	1.16
072製品製造・加工処理工（食料品等）	28	16	1.75	529	347	1.52
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	55	22	2.50	652	448	1.46
074機械組立工	10	2	5.00	160	147	1.09
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	14	2	7.00	113	38	2.97
13配送・輸送・機械運転の職業	173	75	2.31	2,559	1,716	1.49
082配送・集荷の職業	46	22	2.09	532	542	0.98
083貨物自動車運転の職業	1	5	0.20	191	99	1.93
085乗用車運転の職業	99	33	3.00	1,388	627	2.21
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	15	6	2.50	99	123	0.80
14建設・土木・電気工事の職業	4	7	0.57	125	161	0.78
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	4	1	4.00	44	73	0.60
092土木の職業		3	0.00	49	30	1.63
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,633	705	2.32	8,748	11,763	0.74
095荷役・運搬作業員	145	64	2.27	950	986	0.96
096清掃・洗浄作業員	1,225	200	6.13	5,214	3,211	1.62
097包装作業員	104	68	1.53	606	775	0.78
098選別・ピッキング作業員	46	55	0.84	507	1,233	0.41
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	113	318	0.36	1,471	5,558	0.26
（I T 関連計）	216	200	1.08	918	2,167	0.42
（福祉関連計）	1,696	275	6.17	16,660	4,409	3.78
（介護関連小計）	1,240	150	8.27	12,762	2,575	4.96

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和8年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	245,607	326,122	258,315	249,342	318,728	249,938
01管理的職業	264,104	352,098	282,222	304,866	373,564	341,000
02研究・技術の職業	283,619	461,577	279,808	276,511	451,959	284,456
006開発技術者	258,403	385,392	250,000	263,418	428,168	281,467
007製造技術者	259,066	373,016	243,077	264,121	401,718	253,422
008建築・土木・測量技術者	315,387	545,931	336,000	302,807	486,066	329,633
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	262,010	404,135	269,167	268,897	446,908	273,473
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	245,887	329,089	251,190	239,928	345,794	246,410
017デザイナー	247,209	304,030	244,500	234,229	324,649	237,095
04医療・看護・保健の職業	261,676	321,957	283,256	262,215	311,580	280,045
023看護師、准看護師	279,730	336,187	292,381	274,821	322,506	290,266
024医療技術者	260,653	320,751	273,000	270,300	325,067	278,261
025栄養士、管理栄養士	217,767	247,178	250,000	223,517	261,557	229,773
028保健医療関係助手	198,735	222,992	240,000	207,014	237,488	220,597
05保育・教育の職業	228,132	274,580	235,000	232,746	275,038	242,150
029.031.032その他の保育・教育の職業	227,805	275,513	230,000	233,450	276,591	246,910
06事務的職業	227,281	288,080	246,176	224,598	278,771	233,298
033総務・人事・企画事務の職業	231,323	303,214	308,000	236,693	301,508	264,833
034一般事務・秘書・受付の職業	215,471	254,565	234,331	214,515	256,180	222,938
037医療・介護事務の職業	211,749	239,892	215,455	213,862	247,144	211,604
038会計事務の職業	226,668	266,693	261,489	231,527	290,073	250,858
039生産関連事務の職業	226,878	287,752	260,000	228,337	291,871	246,538
040営業・販売関連事務の職業	228,563	312,230	246,897	228,076	290,608	249,661
07販売・営業の職業	232,456	289,101	302,899	243,106	320,710	271,748
045販売員	220,246	250,489	240,500	235,404	291,367	228,218
048営業の職業	242,636	322,064	334,222	248,119	339,308	296,922
08福祉・介護の職業	250,777	288,399	237,600	250,450	279,970	238,585
049福祉・介護の専門的職業	255,635	306,290	239,000	265,228	296,886	244,559
050施設介護の職業	241,442	276,006	237,931	237,510	264,577	233,935
051訪問介護の職業	258,003	275,641	200,000	242,502	272,575	236,538
09サービスの職業	232,684	299,196	277,193	256,187	310,151	241,856
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	216,664	368,000	233,333	276,665	312,912	238,587
055飲食物調理の職業	237,002	308,078	308,800	250,025	313,573	256,092
056接客・給仕の職業	230,117	287,919	253,529	254,561	315,201	235,355
057居住施設・ビル等の管理の職業	213,920	245,257	211,429	207,656	229,018	216,552
10警備・保安の職業	213,069	229,503	190,000	214,105	234,533	216,638
11農林漁業の職業	170,650	245,650	225,000	238,173	305,818	245,366
12製造・修理・塗装・製図等の職業	224,779	297,503	237,500	230,469	314,238	244,069
071製品製造・加工処理工（金属製品）	223,221	286,626	238,750	231,512	313,403	242,485
072製品製造・加工処理工（食料品等）	223,667	284,778	263,333	231,832	300,156	228,571
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	224,541	294,086	228,750	217,903	281,541	237,381
074機械組立工	207,878	276,122	310,000	225,840	313,272	248,831
075機械整備・修理工	241,536	354,700	225,000	234,046	327,469	279,694
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	229,162	324,518	225,833	247,196	361,219	240,179
13配送・輸送・機械運転の職業	237,406	283,059	259,677	254,833	312,093	273,457
082配送・集荷の職業	225,663	282,060	262,500	246,207	299,077	263,917
083貨物自動車運転の職業	246,323	292,442	276,000	274,280	343,848	302,331
085乗用車運転の職業	219,447	246,342	268,333	213,792	239,632	283,129
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	238,506	295,750	243,333	243,308	302,587	260,694
14建設・土木・電気工事の職業	287,304	430,458	291,000	263,182	388,468	287,006
090建設躯体工事の職業	285,660	386,979	350,000	269,454	392,903	315,172
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	299,950	502,587	270,000	261,100	407,993	281,500
092土木の職業	235,333	337,000	300,000	257,098	366,834	283,077
094電気・通信工事の職業	264,818	392,545	305,000	266,401	377,832	280,204
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	210,833	236,285	206,286	224,246	269,302	212,024
095荷役・運搬作業員	214,877	252,198	208,182	224,425	268,258	220,913
096清掃・洗浄作業員	199,497	205,515	198,571	223,077	268,732	198,868
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	222,722	248,492	218,182	231,640	288,293	211,703
（ＩＴ関連計）	260,217	395,783	261,455	262,919	429,575	266,938
（福祉関連計）	257,871	300,994	255,067	253,708	289,097	258,715
（介護関連小計）	248,988	286,698	239,348	245,558	275,914	237,952

※１ 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は４ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※２ フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※３ パートタイムとは、１週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※４ 令和５年４月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※５ 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※６ 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和8年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,292	1,362	1,289	1,336	1,447	1,266
02研究・技術の職業	1,434	1,494	1,467	1,442	1,851	1,521
007製造技術者	--	--	1,200	1,370	1,877	1,229
008建築・土木・測量技術者	--	--	1,250	1,613	2,174	1,615
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,236	1,286	1,700	1,240	1,499	1,561
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,337	1,423	1,354	1,330	1,534	1,346
017デザイナー	1,248	1,381	1,350	1,227	1,449	1,261
04医療・看護・保健の職業	1,785	1,956	1,985	1,808	2,021	1,677
023看護師、准看護師	1,781	1,912	1,652	1,751	1,915	1,651
024医療技術者	2,116	2,535	1,400	1,896	2,179	1,619
025栄養士、管理栄養士	1,850	1,850	1,177	1,366	1,447	1,210
028保健医療関係助手	1,395	1,484	1,239	1,275	1,348	1,222
05保育・教育の職業	1,299	1,386	1,277	1,350	1,528	1,349
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,281	1,322	1,178	1,275	1,317	1,208
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,316	1,451	1,322	1,370	1,584	1,410
06事務的職業	1,316	1,389	1,232	1,269	1,371	1,240
034一般事務・秘書・受付の職業	1,307	1,395	1,231	1,256	1,362	1,229
037医療・介護事務の職業	1,291	1,437	1,200	1,251	1,343	1,209
038会計事務の職業	1,338	1,365	1,330	1,329	1,436	1,269
040営業・販売関連事務の職業	1,298	1,458	1,325	1,297	1,399	1,279
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,221	1,308	1,192	1,201	1,270	1,278
07販売・営業の職業	1,177	1,208	1,198	1,253	1,388	1,223
045販売員	1,177	1,178	1,199	1,260	1,391	1,204
048営業の職業	1,280	1,496	1,180	1,235	1,496	1,352
08福祉・介護の職業	1,351	1,464	1,273	1,342	1,476	1,247
049福祉・介護の専門的職業	1,284	1,440	1,307	1,352	1,453	1,246
050施設介護の職業	1,333	1,426	1,218	1,289	1,364	1,245
051訪問介護の職業	1,431	1,560	1,369	1,443	1,724	1,277
09サービスの職業	1,203	1,261	1,234	1,214	1,286	1,224
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,209	1,517	1,400	1,253	1,465	1,277
055飲食物調理の職業	1,192	1,252	1,293	1,207	1,258	1,234
056接客・給仕の職業	1,203	1,342	1,199	1,195	1,311	1,195
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,212	1,212	1,177	1,219	1,222	1,205
10警備・保安の職業	1,197	1,248	1,246	1,215	1,291	1,197
11農林漁業の職業	1,177	1,264	1,177	1,207	1,354	1,177
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,229	1,335	1,246	1,219	1,312	1,245
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,177	1,225	1,177	1,252	1,373	1,228
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,276	1,292	--	1,216	1,279	1,184
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,210	1,276	1,500	1,189	1,264	1,246
074機械組立工	1,220	1,270	--	1,196	1,249	1,287
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	1,350	3,000	1,250	1,349	1,650	1,280
13配送・輸送・機械運転の職業	1,281	1,361	1,289	1,275	1,342	1,221
082配送・集荷の職業	1,270	1,510	1,500	1,296	1,437	1,205
083貨物自動車運転の職業	1,200	1,400	--	1,289	1,406	1,240
085乗用車運転の職業	1,291	1,353	1,242	1,237	1,284	1,221
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,242	1,283	--	1,216	1,248	1,181
14建設・土木・電気工事の職業	1,231	1,231	1,180	1,395	1,613	1,201
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,231	1,231	--	1,319	1,565	1,213
092土木の職業	--	--	--	1,469	1,749	1,200
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,217	1,236	1,201	1,217	1,243	1,212
095荷役・運搬作業員	1,206	1,254	1,195	1,248	1,295	1,281
096清掃・洗浄作業員	1,222	1,234	1,231	1,219	1,238	1,233
097包装作業員	1,184	1,241	1,191	1,197	1,242	1,177
098選別・ピッキング作業員	1,197	1,312	1,211	1,209	1,268	1,200
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,180	1,204	1,177	1,202	1,234	1,177
（ＩＴ関連計）	1,239	1,411	1,408	1,244	1,434	1,329
（福祉関連計）	1,485	1,620	1,441	1,447	1,594	1,426
（介護関連小計）	1,351	1,464	1,274	1,341	1,475	1,252

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）
※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2026年8月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	5	3	20	TOEIC(600点～)	27	222	18	39
第三種電気主任技術者	8	85	17	129	日本語検定1級	22	156	0	28
1級電気工事施工管理技士	3	52	17	66	日本語検定3級	20	109	0	1
2級電気工事施工管理技士	2	25	14	108	日商簿記1級	11	121	2	16
一級建築士	7	82	69	520	日商簿記2級	201	1,977	48	229
二級建築士	18	166	65	367	日商簿記3級	200	2,190	74	369
1級建築施工管理技士	7	74	89	576	簿記能力検定(全経2級)	9	83	1	7
2級建築施工管理技士	8	66	83	363	運行管理者(貨物)	12	210	0	46
1級土木施工管理技士	4	123	98	392	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	7	92	4	21
2級土木施工管理技士	6	74	96	446	医療事務資格	27	252	4	64
1級造園施工管理技士	0	12	0	38	登録販売者(一般医薬品)	16	234	0	99
薬剤師	27	299	21	481	理容師	3	52	3	1,704
保健師	22	208	23	187	美容師	46	561	44	1,619
助産師	6	91	0	35	ネイリスト技能検定試験2級	2	34	0	16
看護師	183	2,075	469	5,002	ネイリスト技能検定試験3級	1	60	0	41
准看護師	33	423	231	2,486	調理師	90	1,258	207	2,129
臨床検査技師	10	126	9	107	警備員検定試験(1級)	0	0	0	12
理学療法士	12	126	67	1,083	警備員検定試験(2級)	0	4	0	15
作業療法士	5	80	58	956	大型自動車免許	50	1,076	26	1,227
歯科技工士	3	64	5	34	大型自動車第二種免許	19	414	42	247
歯科衛生士	24	243	23	327	普通自動車免許	2,046	32,827	90	2,314
診療放射線技師	6	81	5	54	普通自動車第二種免許	41	534	252	1,419
言語聴覚士	4	28	31	504	大型特殊自動車免許	13	207	0	56
管理栄養士	24	304	91	712	自動二輪車免許	64	924	13	158
栄養士	26	482	105	1,178	原動機付自転車免許	9	324	175	639
あん摩マッサージ指圧師	1	16	55	283	牽引免許	11	284	0	209
はり師	6	83	65	273	フォークリフト運転技能者	168	3,526	385	2,334
きゅう師	6	74	49	206	中型自動車免許	15	402	367	1,729
柔道整復師	10	94	32	211	中型自動車第二種免許	4	44	32	66
臨床心理士	3	19	13	69	8トン限定中型自動車免許	16	459	267	922
社会福祉士	21	334	178	1,201	危険物取扱者(乙種)	45	1,004	37	264
介護福祉士	120	1,834	611	9,328	危険物取扱者(丙種)	7	98	0	19
保育士	125	1,808	300	3,048	溶接技能者	0	27	0	20
ホームヘルパー1級	5	40	35	364	ガス溶接技能者	16	314	0	278
ホームヘルパー2級	60	1,223	304	3,652	アーク溶接技能者(基本級)	11	178	2	95
精神保健福祉士	10	131	47	461	二級自動車整備士	2	91	9	188
介護支援専門員(ケアマネージャー)	24	418	46	1,257	三級自動車整備士	3	52	9	220
介護職員基礎研修修了者	2	36	13	184	自動車検査員	0	26	5	35
福祉用具専門相談員	8	111	5	54	2級ボイラー技士	14	177	9	49
介護職員初任者研修修了者	64	1,042	793	9,608	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	5	111	5	34
介護職員実務者研修修了者	45	444	412	5,939	移動式クレーン運転士	10	192	1	73
税理士	3	21	13	42	小型移動式クレーン運転技能者	6	198	3	100
社会保険労務士	5	109	19	65	車両系建設機械(基礎工所用)運転技能者	1	28	0	47
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	93	1,345	34	966	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	3	128	0	144
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	31	389	104	417	玉掛技能者	57	1,163	40	871
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	42	629	17	143	第一種電気工事士	13	179	18	354
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	87	822	49	376	第二種電気工事士	59	835	89	874
管理業務主任者	4	55	7	27	足場の組立て等作業主任者	1	62	0	117
実用英語技能検定2級	57	726	8	25	1級管工事施工管理技士	0	45	21	97
TOEIC(730点～)	53	506	1	10	2級管工事施工管理技士	0	17	17	100